

業務指示書

バングラデシュ国金融包摂強化プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年11月21日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 松崎 晃昌 Matsuzaki.Terumasa@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年11月26日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求められるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：金融包摂、マイクロファイナンスに係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、30 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

() 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/金融包摂1）】

1) 類似業務の経験：金融包摂、マイクロファイナンスに係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

JICA能力強化研修「金融包摂と貧困削減」（2015年以前は「マイクロファイナンス」）の受講履歴があることが望ましい。

【業務従事者：担当分野 金融包摂2/貧困削減】

1) 類似業務の経験：金融包摂、マイクロファイナンス、マイクロ保険、金融規制・監督制度に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：評価せず

3) 語学力：語学評価せず

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 RCT/Expanded ENRICH】

- 1) 類似業務の経験：RCT、金融包摂に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年12月7日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

Expanded Enrich実施に係る経費、本邦/第三国研修に係る経費、安全対策経費

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(BDT1 = 1.34113 円 , US\$1 = 112.201 円 , EUR1 = 127.778 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：12月10日(月) 14:30～17:00

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）2階 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/金融包摂1
金融包摂2/貧困削減
RCT/Expanded ENRICH

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

42.43 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年12月20日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、個人情報保護関連法令等で定める場合を除き、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外には使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以 上

プロポーザル評価表

バングラデシュ国金融包摂強化プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/金融包摂1	(21.00)	(8.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(8.00)
カ) 類似業務の経験	-	3.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(5.00)	(10.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
シ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 金融包摂2/貧困削減	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： RCT/Expanded ENRICH	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容】

1. プロジェクトの背景

金融包摂は「全ての人々が、適切な価格で簡便に、また尊厳を持って質の良い金融サービスにアクセスし、利用が促進されること」という概念を指し、SDGs の分野横断的な目標である「貧困撲滅」の中で「金融サービスへのアクセス」が明示されるなど、SDGs に掲げられた様々な目標達成の鍵となると考えられている。

貧困層にとって、農作物の不作や価格の急変、病気による収入の低下や支出増、失業といったショックは容易に消費・生活水準の低下に繋がる。バングラデシュ人民共和国(以下「バングラデシュ」)は気候変動の影響を受けやすく、2007 年及び2009 年に発生した大型サイクロンでは約 600 万人が被災する等、世界で最も気候変動に脆弱な国とされており、自然災害は同国貧困層に対する大規模なダウンサイドリスクである¹。同国の貧困層はこれらのショックに対し、友人や家族、マイクロファイナンス機関(以下「MFIs」)、インフォーマルレンダー²等からの借り入れ等を行うことで対応しているが、これらの事後的な対応策では不十分かつ不安定であることが指摘されている。また、家計のリスクへの対応力が弱い場合、恒常的貧困や絶対貧困層化を招くことから、マイクロクレジット³だけではなく、保険、預金、送金等の金融サービスに加え、金融以外のサービス(以下「非金融サービス」)等も含めた幅広いリスク軽減の手段が同国の貧困層に求められている。

同国では、財務省の下に1990年に本事業の実施機関であるポリ・コールモー・シヨハヨーコ基金(以下「PKSF」)が設立され、APEX 機関⁴として同国の貧困削減の促進を主導してきた。PKSF はパートナーMFIs を通じ、貧困層の金融包摂に取り組むほか、近年は ENRICH プログラム⁵等を通じ教育、保健等に関わる技術指導を実施するなど、非金融サービス⁶の提供にも取り組んでいる。

PKSF は、同国における貧困削減、とりわけ気候変動及び自然災害に脆弱な貧困層のリスクへの対応力強化を目指しているほか、「保険ユニット」の設立により、同国におけるマイクロ保険の普及を目指している。しかし、PKSF 内人材の気候変動対策に係る金融・非金融サービスの知見やマイクロ保険⁷に関わる専門性、パートナーMFIs に対する技術支援を行ううえで必要な実施能力が不足しており、これらの専門性及び実施能力の強化が求められている⁸。

JICA は2017年9月に本プロジェクトの詳細計画策定調査を実施し、その後2018年9月に財務省と基本合意文書(Record of Discussions : R/D)の署名・交換を行った。本プロジェクトは、2019年1月から2024年1月までの5年間で実施する予定

¹Verisk Maplecroft Climate Change Environmental Risk Atlas (2015)

²インフォーマルレンダーとは、正式な金融機関として金融監督庁等の規制監督下でない高利貸や街金等の金融機関等を指す。

³マイクロクレジットとは、貧困層等を対象とした小口融資の事を指す。

⁴APEX 機関とは、マイクロファイナンス機関等に対し国内外からの資金の卸売を行う機関である。

⁵ENRICH (Enhancing Resources and Increasing Capacities of the Poor Households Towards Elimination of their Poverty) では、PKSF 及びパートナーMFIs により、貧困層の生計向上を目指し、コミュニティレベルの金融・非金融サービスを提供する。現在、全国150の村落において所得創出・資産形成のための預金や融資サービスに加え、畜産・農業に係る技術支援、簡易健康診断、血液検査、補修教育等を含む非金融サービスが提供されている。

⁶非金融サービスとは、脚注5に記載のとおり、PKSF が実施する、畜産・農業に係る技術支援、簡易健康診断、血液検査、補修教育等のサービスを指す。

⁷マイクロ保険とは貧困層を対象とした小口の保険商品の事を指す。

⁸JICA「金融包摂に係る情報収集・確認調査」(2017)

である。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

金融包摂強化プロジェクト

(2) 上位目標

PKSF 及びパートナーMFIs により提供される、貧困層の気候変動を含むリスクへのレジリエンス⁹の向上を目的とした金融及び非金融サービスの利用が促進される。

(指標)

××人の顧客が PKSF 及びパートナーMFIs により提供された、リスクへのレジリエンスの向上を目的とした金融及び非金融サービスを利用する。

(3) プロジェクト目標

貧困層の気候変動を含むリスクの軽減のための金融及び非金融サービスが提供されるメカニズム¹⁰が整備される。

(指標)

- 1 ××の金融及び非金融サービスが PKSF のパートナーMFIs により提供される。
- 2 PKSF がパートナーMFIs への技術支援を持続的に実施可能であることを示す指標

(4) 成果

4-1) 成果 1

PKSF のパートナーMFIs により、貧困層の気候変動に関わるリスクへのレジリエンス向上のための金融 (資産保険を含む) 及び非金融サービスの適切な組み合わせ及び選択肢が導入される。

(指標)

- 1 実証実験の結果推奨された××の適切に組み合わせられた金融及び非金融サービス
- 2 ××回の PKSF よりパートナーMFIs に提供された研修

4-2) 成果 2

PKSF の能力強化を通じ、PKSF のパートナーMFIs による貧困層の気候変動を含むリスク軽減のためのマイクロ保険商品の提供能力が向上する。

(指標)

- 1 ××回の PKSF よりパートナーMFIs に提供された研修
- 2 ××機関のマイクロ保険商品開発のための能力強化プログラムに参加したパ

⁹レジリエンスとは、「変化に対処する能力」を指し、本プロジェクトでは、バングラデシュ国の最貧困層が抱える気候変動を含むダウンサイドリスクへの対応能力を指す。

¹⁰「メカニズム」とは、PKSF 及びパートナーMFIs が金融及び非金融サービスを提供するために必要な組織体制、人材、専門知識が蓄積され、サービスが適切に提供されることを指す。

ートナーMFIs

- 3 ××人の MFIs 向けの研修を実施可能な認定された PKSF 保険ユニットの研修員
- 4 MFIs 向け研修マニュアルが作成される

4-3) 成果 3

マイクロ保険とその提供の促進に必要なガイドライン及び持続的な制度環境を作るための対話が開始される。

(指標)

- 1 PKSF により提出される政策、規制、制度の環境に関わる対話のための提言書
- 2 ××回の関係機関との協議が実施される

(5) 活動

- 1-1. PKSF とパートナーMFIs に対し、「金融包摂に係る情報収集・確認調査¹¹⁾」の提言に沿ったサービスに関わる RCT¹²⁾を用いた実証研究が計画される。
- 1-2. RCT を用いた実証研究が実行される。
- 1-3. 貧困層の顧客及びパートナーMFIs へのサービスのインパクトが測定される。
- 1-4. 財務的・社会的・制度的持続性を備えた金融及び非金融サービスの適切な組み合わせと選択肢が推奨される。
- 1-5. 推奨されたサービスの提供及び顧客のそれらのサービス利用のための PKSF 及びパートナーMFIs に対する研修が実施される。

- 2-1. 成果 1 に係る RCT を用いた実証実験の計画と調整しつつ、研修項目の優先度及び順序を決定するため、合意されたテーマ¹³⁾に関する事前調査が PKSF により実施される。
- 2-2. PKSF、パートナーMFIs 及びその顧客に対する研修プログラムが準備される。
- 2-3. パートナーMFIs 向けの研修が実施される。
- 2-4. 研修結果が評価される。
- 2-5. 評価結果に基づき、PKSF 及びパートナーMFIs による活動の必要な改善が行われる。

- 3-1. 共済組合設立等に関わる提言が PKSF により準備される。
- 3-2. PKSF の提言書が関係者間¹⁴⁾で議論される。

¹¹⁾「金融包摂に係る情報収集・確認調査」(2017)を指す。

¹²⁾RCT とは、被験者群をランダムに、実験のサービスを提供した群 (Treatment Group) と、サービスを提供しない群比較対照群 (Control Group) に分けて、サービスと効果の相関関係を統計分析するものであり、近年、社会開発分野のインパクトの検証にも用いられてきている。本事業では、提供されたサービスを受益する群とプロジェクトの介入を受けない比較対象群を選定し、提供されるサービス及び各サービスの効果を科学的に検証する。

¹³⁾PKSF と合意されたテーマは、医療保険及び家畜保険を含むマイクロ保険サービス提供に係る以下の項目となる。数理データ収集・整理、マイクロ保険商品開発、リスク管理、引き受け業務、効率的な請求管理、資産負債管理、消費者保護、財務及び社会的パフォーマンス管理、金融及び環境に関わる教育 (貧困層がリスク軽減に関する明確な意識を持ち、レジリエンス向上のための金融・非金融サービス活用するため) である。

¹⁴⁾本プロジェクトにおける関係者とは、バングラデシュ財務省、マイクロクレジット監督機構 (MRA)、保険開発監督機構 (IDRA)、民間商業保険会社等を指す。

3-3. 提言書が適切に改訂される。

(6) 対象地域

PKSF の活動地域全域

(一部活動は特定の地域、特定のパートナーMFIs を選定する。)

(7) 関係官庁・機関

担当省庁：

(和名) 財務省金融機関局

(英名) Financial Institutions Division (FID)

実施機関：

(和名) ポリ・コールモー・ショハヨーコ基金

(英名) Palli Karma-Sahayak Foundation (PKSF)

(8) 協力期間

2019年1月から2024年1月(60ヶ月)

3. 業務の目的

本事業は、貧困層の気候変動等のリスク軽減のため、金融及び非金融サービスの組み合わせの開発、実施機関のマイクロ保険提供能力の向上により、金融及び非金融サービスが提供されるメカニズムの整備を図り、もってこれらのサービスの利用促進に寄与するものである。

4. 業務の範囲

本業務は、締結済みの R/D に基づいて実施される「金融包摂強化プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクトの柔軟性の確保

キャパシティ・ディベロップメントを目的とする技術協力プロジェクトでは、実施機関のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。

JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置(実施機関との合意文書の変更、契約の変更等)を取ることをとする。

(2) 事業のフェーズ分け

本業務については、以下の3つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- ・ 第一期：2019年1月-2020年1月 (1年間)
- ・ 第二期：2020年1月-2022年1月 (2年間)
- ・ 第三期：2022年1月-2024年1月 (2年間)

第一期は各成果の計画フェーズに当たる。第二期にて成果 1 及び成果 2 の具体的な活動を開始し、第二期の終了時には成果 1 で実施される RCT を用いた実証実験の中間調査の終了、及び成果 2 の研修事業の MFI からの複数回のフィードバックを踏まえた改善の検討を実施する。第三期には成果 1 の RCT の最終調査及び最終調査結果を踏まえた適切なサービスの組み合わせの提言を行い、成果 2 の研修事業のマニュアルが策定される。成果 3 については、第一期より関係者との対話を継続し実施する。

第一期及び第二期の契約期間の終了時点において、それまでの活動結果を踏まえ、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について JICA と協議を行い、契約書を締結することとする。

(3) アシスタント及び通訳の備上

PKSF のプロジェクトメンバーは概ね英語を話すことができるが、パートナー MFIs 職員やその顧客等への英語の通用度は低い。そのため、本プロジェクトにおけるアシスタントの雇用の際には、英語及びベンガル語を用いる事が出来る人材を登用すること。また、アシスタント以外に PKSF 以外の機関や現地再委託業者、顧客とコミュニケーションを取る際に通訳(英語⇄ベンガル語を想定)が必要と考える場合、通訳(ないし通訳も出来る現地傭人)備上に関する経費について本見積りに含めること。

(4) プロジェクトにおける現地及び第三国籍団員の活用

本プロジェクトでは、プロジェクト各活動に貧困層を対象とする金融および非金融サービスの計画、実施、検証を含むが、これらにかかる十分な知見および専門性を有した人材を確保することが重要である。本分野については、バングラデシュ人或いは第三国の専門家が知見を有していることから、バングラデシュ人或いは第三国専門家の活用を推奨する。特に、成果 1 の活動の実施においては、バングラデシュ国内の金融包摂の現状及び金融包摂に係る RCT の実証実験の知見が必要となるため、バングラデシュ人専門家の積極的活用を想定する。

(5) ベースライン調査及びエンドライン調査

本事業では、プロジェクトで取扱う課題を明確化し、また事業開始時には明確化されていない PDM 指標を決定するうえで必要な情報について整理するため、ベースライン調査を実施する。プロジェクトの背景等基礎情報の多くは、「金融包摂に係る情報収集・確認調査」で整理されているため、上記調査に加え必要な情報を PKSF の既存の情報を基に取りまとめること(例：保険部門の職員人数等 PKSF の組織情報のアップデート、マイクロ保険規制監督状況のアップデート等の情報を想定する)。

また、プロジェクトの実施状況および成果を確認するため、適切な時期にベースライン調査結果に対応するエンドライン調査を予定している。調査方針、方法について PKSF と協議のうえ、調査を実施すること。

(6) プロジェクトの実施体制

本プロジェクトでは、バングラデシュ国財務省の要請を受け、JCC に加え、財務省金融機関局 (Financial Institutions Division, FID) の Senior Secretary を

議長とする Project Steering Committee(以後「PSC」)を設置することに合意し、R/D Annex5 を作成した。プロジェクトチームは PSC に直接関与することは想定されていないが、プロジェクトの実施や JCC 開催が PSC の活動により阻害されないよう留意・注意すること。

(7) ジェンダー主流化

コンサルタントは、ジェンダー視点に立った事業を実施し、各活動の実施に際し、以下の観点を参照しつつ事業を実施すること。

- 1) 成果 1 Expanded ENRICH¹⁵における気候変動・災害を念頭に置いた教育活動に関する JICA の、「Case Study on the Philippines and Sri Lanka」の研究成果。
- 2) プロジェクト実施に際し、金融包摂を進めるうえで男女特有の課題の有無を確認し、そのような課題のあることが確認される場合にはこれを解決すること。

(8) 広報展開

プロジェクトを通じて、バングラデシュのマイクロファイナンス機関、マイクロクレジット監督機構、保険開発監督機構へプロジェクト成果を発信する。

広報活動の実施に際しては、関係者の安全を最優先とし、事業期間中のバングラデシュ国内向けの積極的な広報は行わない。日本国内及び海外向け広報は、安全に十分配慮したうえで実施する。日本国内及び海外向け広報には、JICA ウェブサイト上のプロジェクトページにおいて、プロジェクトの概要・進捗・成果を定期的に公開することを想定しているため、本プロジェクトの活動の進捗状況及び成果について、JICA に原稿及び写真等の資料を提供すること。

(9) 第三国及び/或いは本邦研修の提案

プロジェクトの実施上、必要性が認められる研修について、PKSF の能力・体制強化に必要な外部リソースを特定・調整し、効果・効率的に実施すること。最終的な詳細内容はプロジェクトの最新状況や実施機関である PKSF の意向を踏まえて検討・決定するものとする。尚、Plan of Operation ではプロジェクト二年次及び三年次に一度ずつの研修実施を想定しており、対象人数は 25 名程度、14 日程度の期間で想定しているが、必ずしもこの通りでなくても構わない。

コンサルタントは、第三国/本邦研修のテーマ、取り組み方針をプロポーザルにて提案すること。本事業における重要なテーマとなる気候変動に係る金融包摂や、マイクロ保険については、フィリピン、インド等の第三国が知見を豊富に有することから、実施は第三国を主な候補地として想定している。しかし、本邦の可能性は排除していないため、本邦での実施が有益と考えられる項目がある場合はプロポーザルにて提案すること。第三国/本邦の振り分けは自由とするが、本邦での実施が含まれる場合には「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2017年6月版)」に従い積算すること(当該契約には受入れ、研修監理、研修実施のうち、研修実施のみを含むものとし、航空賃等は JICA が負担する)。提案に第三国での実施を含める場合には、受入れ、研修監理、研修実施の全てを含むものとし、航空券の手配、研修先の手配、教材の作成、研修場所

¹⁵ 「5. (10) ① イ) Expanded ENRICH について」参照。

及び必要資機材の手配、講義・実習・見学の実施、人選等に係る経費等を見積もること。なお、本邦/第三国研修にかかる直接人件費を除く費用は別見積とする(直接人件費については、「2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)」に記載した業務量の範囲内で実施すること)。

(10) プロジェクト各成果の目的、概要および実施上の留意事項

プロジェクト各成果の目的及び概要と実施上の留意事項は以下のとおりである。

- ①成果 1: PKSF のパートナーMFIs により、貧困層の気候変動に関わるリスクへのレジリエンス向上のための金融(資産保険を含む)及び非金融サービスの適切な組み合わせ及び選択肢が導入される。

成果 1 では、気候変動及び自然災害に脆弱なバングラデシュの貧困層のレジリエンス向上を目的に Expanded ENRICH のランダム化比較試験(RCT)を実施し、RCTの結果を踏まえた適切な金融・非金融サービスを提供するための研修をPKSF及びパートナーMFIs に対し実施する。

ア) ENRICH について

詳細は【第 3 業務上の条件】4. 配布資料(1)「金融包摂に係る情報収集・確認調査」(2017)に記載されているため、これら関連資料を充分参照のうえ、各活動を実施すること。ENRICHは現在、112のパートナーMFIsと連携し、40万世帯以上に対し以下のような代表的サービスを提供している。

〈代表的サービス〉

(a) 所得創出強化・資産形成のための貸付サービス (Special Credit Service)
家畜や農業資材などの投資に活用できる、より大きな金額の貸付を技術支援と合わせて提供することで、所得創出や以後の資産形成を支援するサービスや、家屋の修繕等に利用できる長期間の融資を提供するサービスを指す。通常のマイクロクレジットサービスの貸付限度額は数万タカ程度であるのに対し、本サービスでは100万タカ(約130万円)まで借りることが可能である。

(b) 健康リスク軽減のためのヘルスケアサービス (Health)
地域の世帯に向けて簡易ヘルスケアサービスを提供し、地域の健康リスク軽減を図るサービスを指す。コミュニティ内に設置された簡易クリニックで、毎週血液検査などを含む健康診断や、医師の訪問診断、妊産婦の健康診断、移動式薬局における割引での薬の販売、病院への紹介などの基礎的なヘルスケアサービスを提供する。

(c) 教育サービス (Education)

コミュニティで雇用された教師により、地域の児童に対し放課後の補習教育サービスを提供し、児童の就学率や識字率の向上をサポートするプログラムである。この補習授業により中退率が減少し、学校修了率が向上する。

(d) 最貧困層向けの資産形成貯蓄プログラム (Special Saving Scheme)

対象地域における最貧困層を対象とし、商業銀行に2年を上限とする積立預金口座を開設し、決められたルールに則り満額積立ができれば、100%の利子(預金金額が2倍になり引き出し可能になる)が付与される預金サービスである。

イ) Expanded ENRICHについて

本プロジェクトでは、上記ENRICHを基に、「金融包摂に係る情報収集・確認調査」(2017)で分析された気候変動に脆弱な地域の貧困課題の解決や貧困層の対処方法(coping mechanism)の実施促進に資すると考えられる、以下の金融・非金融サービスを追加したExpanded ENRICHのプログラムを実施する。このExpanded ENRICHのインパクトをRCTにより評価し、効果の高い金融・非金融サービスの組み合わせを見出し、対象地域におけるExpanded ENRICHのコンポーネントとして追加されるサービスの商品化・持続的提供を目指す。なお、以下は提言案であり、実際にRCTの対象とする金融・非金融サービスはプロジェクト開始後に検討する。

(a) マイクロ保険(資産保険を含む)の提供

顧客の気候変動及び災害による資産リスクや健康リスク等への対応力の向上のためのマイクロ保険サービスを提供する。

(b) 気候変動教育の提供

気候変動のリスクに関する認識の向上と対応力強化のための気候変動に係るコミュニティベースの教育活動を実施する。

(c) 融資・預金サービスの改良・多様化

より顧客のニーズに則したサービス提供のため金額、用途、期間等を多様化する。

これらの金融・非金融サービスを組み合わせる(マイクロ保険サービスと気候変動教育の組み合わせ等)ことにより、顧客のリスクが下がる。顧客のリスクが下がることにより、単体では収益化が非常に困難な最貧困層向け保険サービスが成り立つ。このように、顧客側、サービス提供側双方にとって相乗的かつ持続的なサービスの組み合わせを検証する。また、貯蓄サービスや融資サービスを多様化し保険とバンドリング(英: Bundling、抱き合わせる事、一括販売することを指す)する。バンドリングにより、被保険者の資産形成活動を促進(例:家の改修ローンに資産保険サービスをバンドリングすることで、気候変動リスクのある地域においても、貧困層が融資を受けて資産を形成できる)することが可能となる。

② 成果2: PKSFの能力強化を通じ、PKSFのパートナーMFIによる貧困層の気候変動を含むリスク軽減のためのマイクロ保険商品の提供能力が向上する。

貧困層や貧困世帯が抱えるリスクの中で、一般的に疾病による収入の停滞や一家の稼ぎ手の死亡による収入源の喪失は重要性が高い。「金融包摂に係る情報収集・確認調査パート③(Developing and Implementing Inclusive Insurance in Bangladesh)」においては、バングラデシュの貧困世帯の保険可能な(Insurable)定量的医療リスクを調査のうえ、調査対象貧困層向けの保険料を算出した。これに対し約70%の世帯が購買意思を示したように、バングラデシュにおける貧困層

にとってマイクロ医療保険サービスのニーズは大きい。また、PKSF は 2010 年より、パートナーMFIs の顧客の家畜購入費用を融資する際、家畜保険サービスを同時にバンドリングする取組み等を通じ、家畜保険の提供についても知見を蓄積してきた。一方、バングラデシュ国内ではマイクロ保険サービスは未だ黎明期であり、PKSF のパートナーMFIs がより持続的なマイクロ保険サービスを提供するためには、PKSF 及びパートナーMFIs の情報管理、サービス開発・提供能力、オペレーション管理、顧客保護等で能力強化が必要である。成果 2 では、貧困層の気候変動を含むリスクの軽減を目的に、特に Health (医療)、Livestock (家畜) 分野のマイクロ保険に係る研修を、PKSF 及びパートナーMFIs に対して実施し、マイクロ保険サービス提供能力の強化を図る。コンサルタントは「金融包摂に係る情報収集・確認調査パート③」の研究成果を十分確認すること。

③ 成果 3: マイクロ保険とその提供の促進に必要なガイドライン及び持続的な制度環境を作るための対話が始まる。

バングラデシュにおけるパートナーMFIs によるマイクロ保険サービスの提供方法として、民間保険会社との合併による保険会社の設立や、個々のパートナーMFIs の会員の共済組合 (Mutual Benefit Association) の設立を想定している。そのため、成果 3 では、共済型の保険提供或いは民間保険会社との合併を目指し、それらを可能とする政策、規制、制度の環境作りのため、関係機関 (規制・監督機関であるマイクロクレジット監督機構 (MRA) や保険開発監督機構 (IDRA)、民間保険会社等) と意見交換を行い、提言を作成する。コンサルタントは、専門的見地からの提言案への助言や提案書の作成支援だけでなく、会議招集を支援する、関係機関の関与を促進する、協議の場で関係機関の対話を促進する等成果全体の進行をファシリテートする役割を担う。成果 3 の活動により、パートナーMFIs が持続的にマイクロ保険サービスを提供する環境が整う事で、将来的には、複数のパートナーMFIs が共済組合を作り、地域毎の共済リスクを互いにカバーする制度作りも可能となる。また、持続的な保険サービスの環境が構築されることで、成果 2 で取り組む PKSF のパートナーMFIs に対する保険提供能力に係る研修サービス、成果 1 で検証される気候変動に脆弱な貧困層に対する資産保険の提供、との相乗効果を生むことができる。

(11) RCT を用いた実証実験の実施

本プロジェクトでは、成果 1 の活動において RCT を用いた実証実験を実施する。

RCT は、期間：4 年間 (計画期間 1 年及びベンチマーク調査、中間調査、最終調査を含む)、世帯数：4000 世帯、地域：気候変動への脆弱性が高い同国南側の海岸沿いの地域及び河川に近く洪水や塩害化が多い地域等で実施することが提言されているが、具体的な計画はプロジェクト開始後の PKSF との協議を経て決定する。

RCT 実施に際し、一部活動を、当該業務について経験・知見を豊富に有する NPO・NGO、研究機関、調査会社・コンサルタント等に再委託して実施することを認めるが、コンサルタントが現地で専門家を雇用することも可能とする。なお、RCT 実施にかかる直接人件費を除く費用は別見積とする。

RCT 実施においては、RCT の技術的正確性と成果 1 の目標のバランスに留意する

こと。RCT は極めて詳細な計画と工程管理を必要とする研究であるが、過度にアカデミックな技術的精緻化に傾きすぎないように、成果目標(適切なサービスの効果検証と PKSF 内への主流化)に必要な情報は何か、という点を意識して業務管理を実施すること。また、その際 JICA の当該分野のシニア・アドバイザーの助言を受けつつすすめること。

また、成果 2 の研修に参加するパートナー MFIs が、RCT の実施地域(特にコントロールグループの地域・顧客に対して)において保険サービスを提供すると、RCT が成り立たなくなる点に留意し、成果 1 及び成果 2 の活動が矛盾しないよう、関係者間で情報共有を行ったうえで研修を計画すること。

(12) Expanded ENRICH 及び RCT 実施時のプロジェクト関係者の役割

Expanded ENRICH 及び RCT 実施時のプロジェクト関係者の役割は以下のとおり。

PKSF 及びパートナー MFIs : PKSF はコンサルタント及び現地再委託先と協議のうえ、RCT 実施が可能なパートナー MFIs を選定する。パートナー MFIs はそれぞれの地域のビジネス環境や顧客情報、業務オペレーションをコンサルタント及び PKSF 現地再委託先と共有し、RCT の詳細計画、ベンチマーク調査、中間調査、最終調査の実施に必要な情報を提供する。Expanded ENRICH の実施段階では、PKSF 及びパートナー MFIs はサービス提供の主体となる。

コンサルタント : RCT 全体計画の策定、Expanded ENRICH における追加サービス案の検討、RCT の実施を行う。コンサルタントは、RCT の概要及び計画する追加サービス案について、PKSF 及びパートナー MFIs に対しワークショップや研修等を実施し、現場での追加サービス提供を実施するための技術支援を行う。また、RCT の対象となる ENRICH プログラムについて、教育・保健・栄養・衛生・獣医・生計活動等のプログラム内の活動で実施される、現場ローカル人材による Extension Service Worker の備上や物品の提供を含むプログラムのオペレーションコストを負担する。プロジェクト開始後に実施地域及び対象世帯数等の詳細が決定されるため、Expanded ENRICH のオペレーションコストは現時点では概算総額となるが、配布資料(4)「Expanded ENRICH 及び RCT 実施に係る経費想定表」の通りである。なお、ENRICH においては、現地人材は地域のコミュニティから採用されているため、現地人材備上の過程では、PKSF 及びパートナー MFIs のネットワークを活用すること。また、Expanded ENRICH 実施に係る費用は別見積とすること。

6. 業務の内容

以下を想定しているが、プロジェクト目標達成のため変更・追加すべき業務があれば理由とともにプロポーザルで提案すること。

(1) 関連資料・情報の収集、整理、分析

詳細計画策定調査団が収集した資料を分析すると共に、国内で入手可能な追加情報を収集、整理、分析する。本案件は金融包摂の国際潮流、最新事例を踏まえたうえで実施されることが望ましい。そのため、調査団が収集したプロジェクト関連資料だけではなく、The Consultative Group to Assist the Poor (CGAP)、

Social Performance Task Force (SPTF)、Alliance for Financial Inclusion (AFI)、Impact Insurance Facility (ILO)、Access to Insurance Initiative (A2ii) 等金融包摂に関わる様々な機関のレポートも収集、分析し、現地での活動に活用すること。

(2) 業務計画書の作成・協議

コンサルタントは、共通仕様書に基づき、業務計画書を作成し、各契約期間の契約日から起算して20営業日以内にJICAに対して提出し、承諾を得る。

(3) ワーク・プラン及びモニタリング・シートの作成・協議

JICAによる提供資料及び独自に収集した情報を分析し、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画を作成し、これらをワーク・プラン(原案)(英文)及びモニタリング・シート Ver.1に取りまとめる。これを基に、実施機関であるPKSFと協議・意見交換し、必要に応じて修正し、合意すること。モニタリング・シートについては、Ver.1の作成から6か月おきに先方実施機関と共同で更新版を作成し、JICAに提出すること。

(4) JCC 設置及び運営の支援

本プロジェクトの実施に際してバングラデシュ関係者がJCCを設置・開催することはR/Dで合意済みであるが、コンサルタントはJCC設置の支援及び関係者への説明を行うこと。なお、JCCは事業開始2か月後及び各年次最終月での開催を想定している(全6回)。コンサルタントはJCCの効果的な運営のための必要な支援を行うこと。JCCの議事録については、バングラデシュ側関係機関の確認を求め、署名を得た上でJICAに提出する。

(5) 業務進捗報告書の作成

各年次の活動内容とプロジェクト目標の達成度等を合わせて、業務進捗報告書を作成し、JICAへ提出する。JICAからのフィードバックを踏まえ、適宜加筆・修正の対応を行うこと。

(6) 第一期(2019年1月-2020年1月)の業務内容

【成果1に係る業務内容】

① RCTの計画

コンサルタントはExpanded ENRICHの追加コンポーネント及びRCTの全体計画を策定する。Expanded ENRICHに関する上記提案項目については、詳細計画策定調査時にPKSFの同意を得ているが、具体的なRCTのデザインは事業開始後に決定する。コンサルタントは、RCTの全体計画をPKSFと協議のうえ策定する。

【成果2に係る業務内容】

② 研修テーマ及びスケジュールに関する協議・合意

詳細計画策定調査で合意した以下の研修テーマについて、PKSF及びパートナーMFIsと協議を行い、各項目の優先順位と研修提供順序を精査する。

〈研修項目〉

マイクロ保険サービスの提供に必要な数理データ収集・整理 / マイクロ保険サービス開発 / リスク管理 / 引き受け業務 / 効率的な請求情報管理 / 資産負債管理 / 消費者保護 / 財務及び社会的パフォーマンス管理 / 貧困層がリスク軽減に関する明確な意識を持ち、レジリエンス向上に資する金融・非金融サービスを活用するための金融及び環境教育

③ 具体的な研修プログラム及び講師の準備

PKSF により、最終的にマニュアル化され、持続的に実施されることを念頭に、PKSF と各テーマの具体的なカリキュラム(目的、内容、実施スケジュール、受講生の募集方法、使用教材、研修講師選定方法、研修対象者、授与する修了証明書の内容、評価基準、コース料金、トレーナーズ・トレーニングの方法等を想定)を協議のうえ制定する。研修講師については、PKSF 保険ユニット職員がプロジェクト団員及び/或いは外部講師から TOT を受けて務め、以後継続的に運営・実施することを想定しているが、全てのカリキュラムについて保険ユニットが担う訳ではなく、ジャンル・難易度によっては外部講師が担当する部分もあるため、コンサルタントは、要すれば必要な外部講師を手配する。外部講師が必要となる場合はプロポーザルに含めること。

【成果 3 に係る業務内容】

④ 提言書の作成及び協議方針の策定

PKSF は「金融包摂に係る情報収集・確認調査」の結果を踏まえ、共済組合或いは合同保険会社の設立等を行う際の規制・監督上の課題や必要な提言内容について検討する。コンサルタントは課題分析及び提言作成の過程において、専門性の観点から助言すること。また、関係者との協議の方法(セミナー、個別の協議を組みわせる等)及び回数目標について、PKSF と協議の上決定する。

⑤ 関係者への基礎調査報告書の配布と現状認識の共有の促進

関係者間の協議を行ううえでは、基礎情報となる「金融包摂に係る情報収集・確認調査」(2017)の結果を周知することが重要であるため、コンサルタントは、調査結果及び政策提言ペーパーを関係機関に配布すること。部数はそれぞれ 400 部(調査結果)、1500 部(政策提言ペーパー)である。

(7) 第二期(2020年1月-2022年1月)】

【成果 1 に係る業務内容】

① Expanded ENRICH 及び RCT の実施

Expanded ENRICH 及び RCT を実施する。第一期の計画に沿い、Expanded ENRICH 及び RCT を開始する。また、RCT の実施に際し、詳細計画の作成支援、ベンチマーク調査、中間調査の実施を行い、分析結果を JICA プロジェクトチームに報告する。

② RCT の進捗状況の報告

ベンチマーク調査、中間調査の調査結果をコンサルタントは JICA に報告する。

【成果 2 に係る業務内容】

③ 研修実施

第一期の計画に基づき、研修を開始する。

④ 研修評価・改善

コンサルタントは研修の評価を行い、カリキュラムの改善点を検討し、改善を加える。研修の改善については、PKSF と協議のうえ、研修毎にレビューを行い、複数回行うこと。

【成果 3 に係る業務内容】

⑤ 関係者協議の実施

PKSF と協議・計画された関係者との協議方法に沿い、協議を開始する。

⑥ 改定案の作成

作成された提言について、関係するバングラデシュ財務省、マイクロクレジット監督機構 (MRA)、保険開発監督機構 (IDRA)、民間商業保険会社等と PKSF が協議を実施し、協議結果を踏まえ提言が改訂されるが、コンサルタントは改定案の作成を支援し、改定案が関係者に周知され、実行されるため関係機関をフォローアップすること。

(8) 第三期 (2020 年 1 月-2022 年 1 月)

【成果 1 に係る業務内容】

① RCT 結果の報告

最終調査の調査結果をコンサルタントは JICA に報告する。

② RCT の結果を踏まえた、ENRICH への追加コンポーネントの組み込みのプロセスの検討

RCT 結果より適切な組み合わせが提示された後、それら追加コンポーネントの ENRICH への組み込みに関する研修を含む準備項目について、PKSF と協議を行い、実施方針を決定すること。上述の通り、PKSF は ENRICH を 2010 年より 7 年間運用しており、パートナー MFIs に対する通常の ENRICH 実施に係る研修は既の実績がある。そのため、新たな研修パッケージを策定することは行わず、Expanded ENRICH で検証・提言された金融・非金融サービスコンポーネントに係る研修内容を策定し、ENRICH プログラムの研修を「更新」することになる。なお、ENRICH に係る研修内容は成果 2 で実施するマイクロ保険に係る研修とは異なることに留意すること。

③ 研修実施

上記研修を実施する。

【成果 2 に係る業務内容】

④ 研修実施・評価・改善

第二期に引き続き、コンサルタントは研修の実施・評価・改善を行う。

⑤ マニュアル化

改善された研修プログラムについて、マニュアルとして最終化する。

【成果 3 に係る業務内容】

⑥ 関係者協議の実施

第二期に引き続き、PKSF と協議・計画された関係者との協議方法に沿い、協議を実施する。

⑦ 改定案の作成

第二期に引き続き、作成された提言について、関係するバングラデシュ財務省、マイクロクレジット監督機構 (MRA)、保険開発監督機構 (IDRA)、民間商業保険会社等と PKSF が協議を実施し、協議結果を踏まえ提言が改訂されるが、コンサルタントは改定案の作成を支援し、改定案が関係者に周知され、実行されるため関係機関をフォローアップすること。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書のバングラデシュ側関係機関への説明・協議にあたっては、事前に、JICA に対し説明を行い、内容について了承を得ることとする。

年次	レポート名	提出時期	部 数
第一期	業務計画書 (第 1 年次) (共通仕様書の規定に基づく)	第一期契約締結後 20 日以内	和文 PDF: 1 部
	ワーク・プラン (第 1 期 1 年次)	第一期契約業務開始から約 3 ヶ月後	英文 PDF: 1 部
	モニタリング・シート Ver. 1	第一期契約業務開始から 3 ヶ月後	英文 PDF: 1 部
	モニタリング・シート	Ver. 1 提出後から半年後	英文 PDF: 1 部
	業務完了報告書 (第一期)	第一期契約終了時	和文: 1 部 PDF: 1 部
第二期	業務計画書 (第二期第 1 年次) (共通仕様書の規定に基づく)	第二期契約締結後 20 日以内	和文 PDF: 1 部
	ワーク・プラン (第 2 期)	第二期業務開始から約 1 ヶ月後	英文 PDF: 1 部
	モニタリング・シート	Ver. 1 提出後から半年毎に提出	英文 PDF: 1 部
	プロジェクト業務進捗報告書 (第二期第 1 年次)	第二期 1 年次最終月	和文 PDF: 1 部

	業務完了報告書 (第二期)	第2期契約終了時	和文：1部 PDF：1部
第三 期	業務計画書(第三期) (共通仕様書の規定に基づく)	第三期契約締結後20日 以内	和文 PDF：1部
	ワーク・プラン (第三期)	第三期業務開始から約 1ヵ月後	英文 PDF：1部
	モニタリング・シート	Ver.1 提出後から半年 毎に提出	英文 PDF：1部
	プロジェクト業務進捗報告書 (第三期第1年次)	第三期1年次最終月	和文：1部 PDF：1部
	プロジェクト業務完了報告書 (第三期)	第三期契約終了時	和文：1部 英文：PDF1部 ベンガル語：PDF1 部

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。各報告書の記載項目(案)はJICAとコンサルタントで協議・確認すること。

(2) 技術協力成果資料等

コンサルタントが直接或いはコンサルタントが実施機関である PKSF を支援して作成する以下の資料を提出する。

<技術協力成果資料>

付番	名称	部数など
1	ベースライン調査報告書	和文 PDF1部 英文 PDF1部
2	エンドライン調査報告書	和文 PDF1部 英文 PDF1部
3	RCT に係る各種調査結果及び報告書(ベンチマーク調査、中間調査、最終調査を含む)	英文1部 加工可能なデータ 形式で一式
4	成果2に係るマイクロ保険研修マニュアル	英文1部 加工可能なデータ 形式で一式

(3) 業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付のうえ、JICAに報告するものとする。なお、月報はPDFに総括の電子署名を付して提出することとする。

- 1 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2 活動に関する写真
- 3 業務フローチャート

(4) 収集資料

本プロジェクトを通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、収集資料リストを添付の上、JICAに提出する。

【第3 業務上の条件】

1. 業務行程計画

本プロジェクトの実施期間は、2019年1月～2024年1月(60ヶ月)とする。本業務については、以下の3つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- ・ 第一期：2019年1月-2020年1月 (1年間)
- ・ 第二期：2020年1月-2022年1月 (2年間)
- ・ 第三期：2022年1月-2024年1月 (2年間)

2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とするが、効率的且つ効果的な実施方法を提案すること。

第一期 18.67 M/M

総計 81.68 M/M

(2) 業務従事者の構成(案)

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮のうえ、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。なお、業務量に応じて、同分野の業務従事者を2名以上配置することも可能とする。

- ア 総括/金融包摂1(2号)
- イ 金融包摂2/貧困削減(3号)
- ウ RCT/Expanded ENRICH(3号)
- エ マイクロ保険
- オ 法制度・規制・制度改善
- カ 研修企画/業務調整

本プロジェクトでは、プロジェクト活動の専門性の観点から、バングラデシュ人或いは第三国の専門家が知見を有していることから、バングラデシュ人及び第

三国専門家の登用を認める。また、安全管理の観点から、同国では本邦専門家の滞在期間及び移動範囲が限定されていることから、迅速で円滑なプロジェクト実施のためには、バングラデシュ人専門家の積極的登用は重要である。

3. 対象国の便宜供与

2018年9月にバングラデシュ人民共和国政府と締結したR/Dに基づく。プロジェクトチームの専門家派遣時にはPKSF内に執務スペースが用意される。PKSF内で各成果を担当する部門及び担当者が任命され、これらPKSF及びMFIsにおけるプロジェクト実施に必要な常勤職員の人件費はPKSFにより負担されることが確認されている。

4. 配布資料

- (1) 「金融包摂に係る情報収集・確認調査」(2017年)
- (2) 協議議事録(Record of Discussion : R/D)
- (3) 詳細計画策定調査報告書
- (4) Expanded ENRICH及びRCT実施に係る経費想定表
- (5) 「Case Study on the Philippines and Sri Lanka」(2016年)

5. 機材の調達

- (1) JICAが受注者に購入・輸送業務を委託する資機材

現時点で想定していないが、受注者は、必要な場合、JICAの業務の一環として、関連するJICAの会計規程、JICAが定める「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン(2017年度6月版)」に従って、業務に必要な機材及び調査用資機材を調達する。受注者自らが、ニーズ把握・機材選定、機材仕様書作成、機材調達、(本邦、第三国調達の場合は、)輸出入手続き、現地荷揚げ(空)港までの輸送を一貫して行うこととする。調達場所については、現地、第三国、本邦のいずれか最も適切なものを選定すること。

6. 現地再委託

本指示書中にある以下の業務については、当該業務について経験・知見を豊富に有する研究機関、NPO、調査会社・コンサルタント等に再委託して実施することを認める。

- ・成果1 活動1-1-1-4の一部(Expanded ENRICH及びRCT実施)

上記の活動は、「金融包摂に係る情報収集・確認調査 パート1 Financial Inclusion for Disaster and Climate Resilient Households and Communities」の調査結果及び提言内容に沿った活動であり、6. 業務の内容 成果1に係る業務内容に記載の通りである。当該業務について経験・知見を豊富に有するNPO・NGO、研究機関、調査会社・コンサルタント等に再委託して実施することを認めるが、コンサルタントが現地で専門家を雇用することも可能とする。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン(2017年4月版)」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（一般競争入札等）、現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。その他再委託を行うことでより効果的・効率的な遂行ができるものがある場合には、理由と共に提案し、JICA と協議し判断するものとする。なお、現地再委託は別見積とする。

7. 別見積

本指示書中にある以下の業務については、現時点で作業の詳細や業務量が明確にできず、正確な見積を行うことが困難であるため、見積価格を分けて提示すること。なお、算出根拠についても、概算で構わない。

- ・ 成果 1 活動 1-1-1-4 の一部。Expanded ENRICH の実施及びその RCT 業務
- ・ 本邦/第三国研修実施に係る人件費以外の経費
- ・ 安全対策経費（後述）

8. その他留意事項

(1) 安全管理

1) 現地調査／業務の実施に際しては、発注者の安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、関係者の渡航計画及びこれらの実施状況を機構所定の書式により渡航前（遅くとも出発の 14 営業日前）に予め連絡し、発注者の承認を得ること。

(渡航前)

- 1 発注者が行う安全対策研修・訓練の受講：本事業の業務従事者のうち、必ず 1-2 名は「安全対策研修」（対面座学）及び「テロ対策実技訓練」を受講すること。また、全ての業務従事者は必ず全員「安全対策研修」（Web）を受講すること。
- 2 発注者の安全管理部（以下「安全管理部」という）による渡航前安全対策ブリーフィング：全業務従事者（日本語を理解できる再委託先の従事者がいる場合、当該従事者を含む）が各渡航の度に必ず安全管理部のブリーフィングを受けること。
- 3 外務省「たびレジ」への登録：全業務従事者が各渡航の度に各自登録を行うこと。
- 4 発注者のバングラデシュ事務所（以下「バングラデシュ事務所」という）の安全情報メーリングリスト及び緊急時用 SMS への登録のための連絡先等情報提供：原則として全業務従事者を登録するため、登録用のメールアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式により発注者に提供すること。
- 5 ダッカ出入国便も含めたバングラデシュ滞在スケジュールにつき連絡すること。

(渡航後)

- 6 バングラデシュ到着後、速やかにバングラデシュ事務所によるブリーフィングを渡航の度に受けること。

- 2) 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを業務従事者ごとに確保（可能な限り複数）し、モバイルデータ通信や無線 LAN 接続可能な携帯電話（スマート

フォン等)に加え、可能な限りチームごとに無線インターネット用のデータ通信端末(モバイルルーター、現地にて入手可能)等を用意すること。また、必要経費を見積書に計上すること。通信手段を複数持つ際は、可能な限り別のキャリアの利用を検討すること。

- 3) バングラデシュ国内での安全対策についてはバングラデシュ事務所の指示に従い、執務室以外への訪問については予め日程表をバングラデシュ事務所に提出して同事務所の承認を得るとともに、現地調査/業務期間中に滞在スケジュールに変更がある際は速やかにバングラデシュ事務所へ報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定して、フレキシブルに対応するよう留意するものとし、宿泊場所や執務場所についても、バングラデシュ事務所と協議のうえ、決定し確保すること。
- 4) 宿泊場所は、バングラデシュ事務所が安全状況を確認したホテルに限定する。このうち、宿泊料が発注者の基準単価内に収まるホテルが満室であるなど、安全管理上の理由からバングラデシュ事務所より特定ホテルへの宿泊を指示される等、やむを得ない事情で実際の宿泊料が発注者基準単価による宿泊料を超過した場合は、実費精算する。なお、見積書においては、発注者の基準単価を使用し、格付けに基づいて積算を行うこと。
- 5) 執務室についても、発注者の安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては実施機関の提供する施設等であってもバングラデシュ事務所と十分に協議のうえ、必要な措置を講じなければならない。特に執務室の立ち上げにあたっては、バングラデシュ事務所が定める手続きに従ってコンサルタントが安全状況を点検し、バングラデシュ事務所の確認を受けること。その結果、追加的な防護措置等の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められる場合には、契約からの支出を行うことができる(要すれば契約額の増額を行う)。
- 6) ダッカ市外への訪問は、バングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められる。バングラデシュ警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配は実施機関を通じて行うこと。実施機関を通じた手配が困難な場合には、バングラデシュ事務所に相談すること。
- 7) 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。
- 8) 上記に掲げるもののほか、現地の治安状況等に照らして安全確保のために必要と考える措置がある場合には、安全対策経費として別見積もりにて計上すること。また、現地渡航後にそのような措置が新たに生じた場合は、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。同事務所との協議の結果、措置の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められるものについては、契約からの支出を行うことができる(要すれば契約額の増額を行う)

(2) 複数年度契約

なお、本業務においては、年度を跨がる契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨がる現地作業及び国内作業を継続して実施することが出来ることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(4) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上